

アンケートへのご回答

参院選・沖縄選挙区 糸数慶子

2013年7月10日

1、障害者総合支援法について

障がい者福祉において、「ユニバーサル」という言葉が使われるようになりましたが、それは施設だけでなく制度としてもユニバーサルであるべきです。仕組みの地域間格差や予算措置の格差は、より高いレベルへの平準化の努力が必要で、全国共通（できるだけ世界共通）の仕組みにするため、障害者総合支援法を見直し、利用者負担を生まないように予算措置も講じるべきだと考えます。

2、都道府県・市町村の意思疎通支援事業について

聴覚障がい者の皆さんにとって、手話通訳者の存在は不可欠であり、その身分保障、労働条件などが市町村によって異なるのでは、手話通訳者の充実したサービスも、必要な人数確保も、新たな手話通訳者の養成も困難になります。その設置事業を必要不可欠なものとして法的に定め、待遇、労働条件などを統一的に保障していくべきだと考えます。

3、行政サービスの利用について

情報バリアの解消のための要員・職員の配置や研修などは、その地域の聴覚障がい者とその関係者の意見、要求が反映される必要があります。各自治体は、「上からのサービス提供」ではなく、具体的な要員の配置、研修などの計画や実施方法なども含む常設の協議機関を設け、当事者が必ず参加するようにすべきです。

4、ネット選挙について

1) FAXはたしかに「文書図画」として禁止されていますが、送信先の制限はあるとはいえ、候補者・政党はメールによる選挙運動用文書図画の頒布ができるようになったと理解しています。

2) 意思疎通支援事業は、できるだけ制約がないようにすべきなので、自治体間の派遣要綱の不統一はすみやかに解消すべきです。

5、選挙時の情報保障について

1) 政見放送への手話通訳の参加が参院選挙区だけに認められていないのは、理解困難です。費用の問題はさほど大きくはないはずで、通訳選任は候補者本人の責任とすれば、解決は可能なはずです。また、政見放送は事前収録になっており、字幕の挿入は技術的に難しくありません。

2) 今回の選挙では、政見放送への手話通訳の配置や、選挙公報に視覚障がい者のための手立て（たとえば点字）を講じるのは認められていませんので、個人演説会ではできるだけ手話通訳をお願いしたい

と思っています。

6、障害者差別解消法について

バリアフリーの社会とは、狭い意味での「施設」にとどまらず、街並み、道路・交通手段、住宅、生活用具、情報および情報手段など、障がい者の生活全般にわたるバリアフリー化が必要です。その費用は、共生社会の必要経費とみなすべきで、「過重な負担にならない限り」とか、「行政機関」には義務化するが民間事業者には「努力義務」ととどめるなどは、障がい者の目線に立たない不十分な法律で、今後も改善が必要と考えます。

6、雇用促進法改正について

障害者雇用促進法の改正で、雇用対象に精神障がい者が含まれるようになったことや、対象企業が50人以上に拡大されたのは前進ですが、法定雇用率が人口に対する障がい者の割合からはいまだ小さく、5年の準備期間がおかれるなど、改善のテンポは遅いと云わざるをえません。雇用支援や労働相談などの支援体制を本格的に強化することが必要です。

8、コミュニケーション保障制度について

障がい者の情報アクセスやコミュニケーションの権利保障には、多くの分野と多数の項目にわたる具体的で「適合性」のある制度設計と実施計画などが必要です。そのためには、障がい者のみなさんとその関係団体などのみなさんが、それぞれの分野で必要な改善内容、改善計画を提示し、その実現を政府・国会・地方自治体・民間事業者などに要求することが大前提となります。そのご努力と、ご要求の実現には全面的に協力したいと思っています。